

金融ほっとライン相談受付状況(令和5年度)

北海道財務局が受け付けた金融サービス等に関する相談・情報提供について、令和5年度（2023年4月～2024年3月）の受付状況を取りまとめましたので、お知らせいたします。

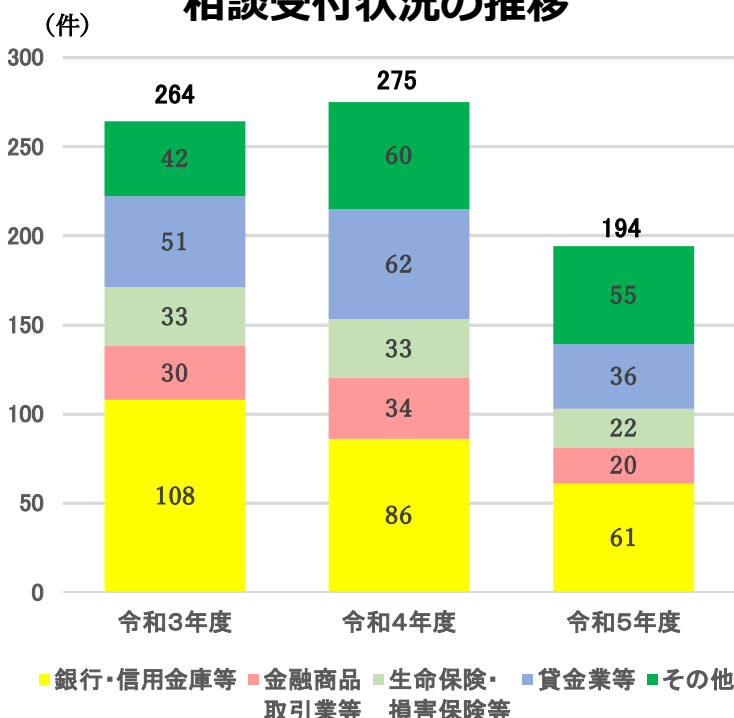
1. 令和5年度の概要

- 令和5年度の受付件数は194件で、前年度（275件）から81件（▲29.5%）の減少となった。
- 業種別では、「銀行・信用金庫等」が61件（構成比31.4%）「貸金業等」が36件（同18.6%）と、これら2業種で全体の5割を占めている。
なお、「銀行・信用金庫等」は減少傾向となっている。

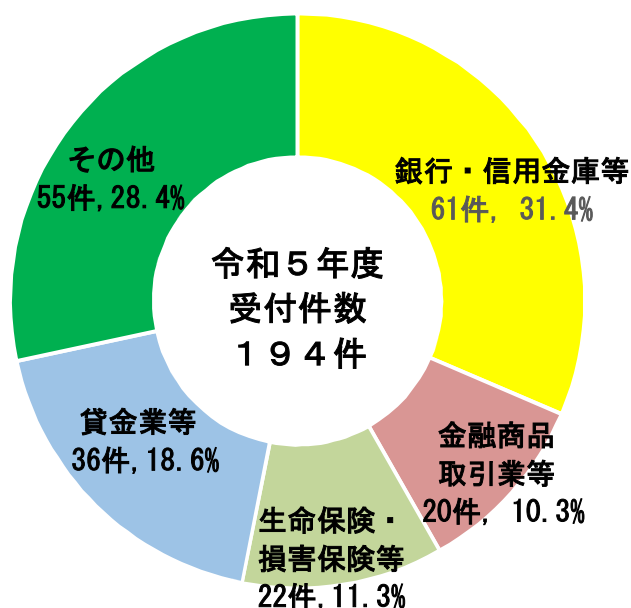
（単位：件）

	銀行・信用金庫等	金融商品取引業等	生命保険・損害保険等	貸金業等	その他	合計 (対前年度増減率)
令和5年度	61	20	22	36	55	194 (▲29.5%)
令和4年度	86	34	33	62	60	275 (+4.2%)
令和3年度	108	30	33	51	42	264 (▲42.6%)

相談受付状況の推移



相談受付状況



2. 相談事例

【銀行・信用金庫等】

○ 銀行の普通預金に 300 万円と定期預金に 2000 万円を預金している。預け先の銀行が破綻した場合、預金が保護される預金保険制度（ペイオフ）について知りたい。

・ 預金保険機構では、日本国内に本店がある金融機関が破綻した場合に、1つの金融機関ごとに、利息のつく普通預金、定期預金等は、元本 1000 万円までと破綻日までの利息が保護されます。また、当座預金などの決済用預金については、全額保護されます。

預金保険制度の対象となる金融機関は、預金保険機構のホームページに掲載されています。

【金融商品取引業等】

○ 投資ブームということもあり、金融商品を購入するため、証券会社に口座を開けようと考えている。その会社は、登録業者として記載があるが、安全であるか心配。

・ 金融商品取引業は、金融商品取引法に基づく登録を受けた者でなければ行うことができませんが、登録をもって当該事業者の信用性を保証するものではありません。

金融商品取引法では、守るべき投資者保護のルールが定められているほか、顧客から資産を預かる証券会社に「分別管理」を義務付けています。

加えて、契約前に契約書等を確認すること、また個々の投資商品には様々なリスクがあり、それに伴う取引結果は投資者の自己責任となることを理解することが大切です。

【生命保険・損害保険等】

○ 保険会社から、外貨建て生命保険をすすめられている。元本保証の商品なのか。

・ 外貨建て生命保険は、元本保証商品ではありません。外貨で保険料を払い込み、外貨で保険金や解約返戻金を受け取る中長期運用商品です。

そのため、保険金等の受取りで外貨を円に換算する際、為替変動の影響や手数料の負担が生じ、受取る保険金が払込保険料の総額より下回る、元本割れの可能性があることを十分ご理解したうえで、ご契約を検討ください。

【貸金業等】

○ SNS 等の投資セミナーに参加し、儲かると勧められた暗号資産取引に投資をした。ところが出金ができず、連絡も取れなくなった。騙されたと思う。

・ 暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。

投資後、出金ができない、事業者と連絡が取れないなどのトラブル解決には、弁護士か、お近くの消費者センターへ、騙されたとお考えであれば警察へご相談ください。

【ご相談、各種情報の受付】

北海道財務局では、**預金・融資、保険、貸金、投資商品**などの金融商品に関する相談、**ヤミ金などの無登録業者、未公開株等**に関する情報等の提供を受けています。

金融取引に関するご相談等は、**北海道財務局 金融ほっとライン**まで！

電話：011-807-5145